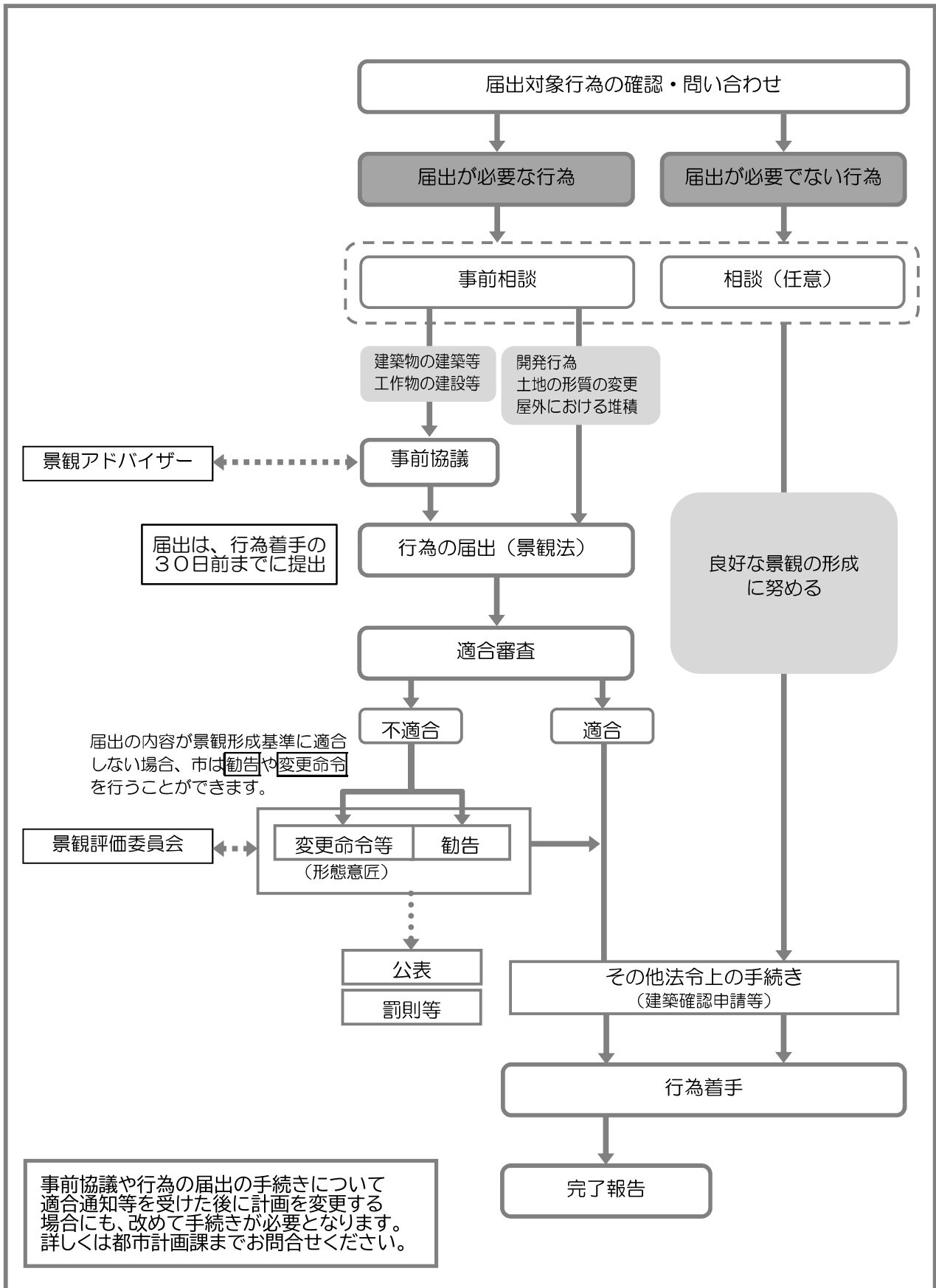


越谷市景観計画（抜粋）【届出のフロー】



※行為の届出は、当該行為に着手する日の30日前までに提出して下さい。

※景観手続きについては、上記フローのとおり、事前協議、届出、完了報告についての手続きがございます。手続きを代理者が行う場合は、委任状の添付が必要となります。そのため、手続きにより必要となる委任内容が異なりますので、ご注意ください。委任状の記載例は、下記のものを参考にしてください。

例) 景観法及び越谷市景観条例に基づく手続きの一切を委任します。

例文の委任状であれば、一連の手続きを1つの委任状として、扱うことができます。